

山梨県ボランティア・NPOセンター
ボランティア・NPOボード設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県民に対して県内のボランティア・NPO情報を広く周知・共有を図るためのボランティア・NPOボードの設置運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(運営者)

第2条 山梨県ボランティア・NPOセンター（以下「センター」）、山梨県及びボランティア・NPOボード設置者（以下「設置者」）は、協働して、ボランティア・NPOボードの設置運営を行う。

- 2 センター及び山梨県は、運営者としてボランティア・NPO情報を収集する。
- 3 センターは、設置者に適切と判断したボランティア・NPO情報を配信する。
- 4 設置者は、ボランティア・NPOボードに、センターから配信又は許可されたボランティア・NPO情報の掲示及び管理を行う。

(情報の収集) 【運営者】

第3条 センター及び山梨県は、次の機関を情報受付機関としてボランティア・NPO情報の収集を行う。

- (1) センター
- (2) 山梨県社会福祉協議会福祉振興課
- (3) 山梨県県民生活部県民安全協働課 NPO・協働担当
- (4) 山梨県各地域県民センター

(情報の発信) 【運営者】

第4条 センターは、設置者に対して、郵送、E-mail などにより、ボランティア・NPO情報を定期的に配信する。

(設置者の条件) 【設置者】

第5条 ボランティア・NPOボードを設置出来る者は、センターが認めた者とする。

(ボードの設置申請) 【設置者】

第6条 ボランティア・NPOボードを設置しようとする者は、次に掲げる書類を、センターに提出しなければならない。

- (1) ボランティア・NPOボード設置申請書（様式1号）
- (2) 機関・団体等の活動概要書
- (3) ボランティア・NPOボード設置予定場所の画像

(設置の決定) 【運営者】

第7条 センターは、ボランティア・NPOボードの設置申請者に対して、ボランティア・NPOボード設置回答書(様式2号)をもって回答するものとする。

(設置に関する費用等) 【設置者】 【運営者】

第8条 設置者は、ボランティア・NPOボードの設置・管理に関する費用を負担するものとする。

2 センターは、設置者に対して、説明用表示物を貸与するものとする。

(廃止) 【運営者】

第9条 次の場合、センターはボランティア・NPOボードを廃止する。

2 設置者より、センターあてに廃止の申し出があった場合(様式3号)

3 センターからの確認について、回答がない、または廃止を希望した場合(様式4号-1)(様式4号-2)

4 センターが、設置者の設置状況が不全であると認める場合

5 前各項に該当して廃止となった場合、センターより廃止通知書を送付する。(様式5号)

6 第5項に該当して、廃止となった場合、センターより貸与された説明用表示物等について、ボード設置者は速やかに返却を行わなければならない。

(掲示情報) 【設置者】

第10条 設置者は、センターより定期的に配信されるボランティア・NPO情報を速やかにボランティア・NPOボードに掲示しなければならない。

2 設置者が、ボランティア・NPOボードに掲示出来る情報は、次のものとする。

(1) センターより配信されたボランティア・NPO情報

(2) センターより認められたボランティア・NPO情報

(掲示期間) 【運営者】 【設置者】

第11条 掲示期間は、原則として1ヶ月間とする。なお、設置者が、掲示情報の迅速な更新が行えるよう、センター及び山梨県にて収集した情報については、掲示期間をスタンプ等にて明示する。

掲示のスペースの関係等ですべての情報を掲載できない場合、設置者は情報の内容を選び掲載をすることができる。

2 掲示期間は「ボランティア・NPOボード掲示予定表」に定めるものとする。

(掲示情報の照会) 【設置者】

第12条 設置者は、掲示物の詳細等について問い合わせを受けた場合は、掲示物の問い

合わせ先等へ案内を行うものとする。

(ボード利用者)【利用者】

第13条 ボランティア・NPOボードを利用できる者は県内の次のものとする。

- (1) ボランティア団体・グループ
- (2) NPO法人
- (3) 行政機関
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 社会教育施設、社会福祉施設
- (6) ボランティア・NPO活動の支援団体・企業（社会貢献活動）
- (7) 公益社団法人、公益財団法人

(掲示内容)【利用者】

第14条 ボランティア・NPO活動に関する各種イベント、告知、募集、案内など、広く県民の公益活動に関する情報を掲示できる内容とする。

2 掲示できない内容は、次のものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした情報（演説のお知らせも含む）
- (2) 営利活動を目的とした情報
- (3) 費用を条件とし、その目的が実費弁償を超えるとセンターが認めた場合
- (4) 山梨県民を対象にしていないもの
- (5) 誹謗中傷にあたるもの
- (6) その他、センターの職員が適当でないと判断したもの

(掲示物の規格)【利用者】

第15条 ボランティア・NPOボードの掲示物は1枚として、その規格は、A4サイズの色紙、コピー用紙等（光沢紙・コート紙等は不可）とする。両面印刷も可とするが、掲示方法によっては、片面のみの掲示とする。その際、どちらが表面になるのか申込時に申し出ること。申し出がない場合は、センターで判断する。

(明記内容)【利用者】

第16条 掲示物は、次のことを必ず明記すること。

- (1) 情報のタイトル
- (2) 実施年月日
- (3) 場所
- (4) 主催者
- (5) 定員
- (6) 参加費の有無（参加費がかかる場合は、利用目的を必ず明記）
- (7) 問合せ先（原則として、電話番号）

問合せ先に関しては、不特定多数の方に知られても差し支えない連絡先を記載すること。

(申込方法)【利用者】

第17条 ボランティア・NPOボードへの申込については、次のものを情報受付機関へ提出すること。

(1) ボランティア・NPOボード掲示申込書(様式6号)

(2) 掲示必要枚数のチラシ

2 提出の方法は、持参または郵送のみとする

3 申込まれた情報は、別添「ボランティア・NPOボード掲示予定表」に定められた期間中に掲示する

(申込取り消し期間)【利用者】

第18条 ボランティア・NPOボードへの掲示取り消しは、受付期間中とし、その終了後の取り消しは認めない。

2 申込受付後において、不適切とセンターが判断したものは、申込を取り消す場合がある。

(情報の著作権)【利用者】

第19条 原則として、著作権等の権利を侵害する恐れがあるものは掲示できない。

(協議)【運営者】

第20条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、センター及び山梨県が協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成11年10月1日から施行する。ただし、設置の登録については平成11年8月20日から施行し、掲示の申し込みについては平成11年9月20日から施行する。

2 一部を改正し、平成15年4月1日より施行する。

3 一部を改正し、平成17年12月1日より施行する。

4 一部を改正し、平成22年7月1日より施行する。

5 全部改正し、平成30年6月1日より施行する。

6 一部を改正し、令和2年1月31日より施行する。

7 一部を改正し、令和2年4月1日より施行する。

8 一部を改正し、令和3年2月1日より施行する。

9 一部を改正し、令和3年4月1日より施行する。